

# 徳島県の最低工賃

## 徳島県縫製業（下着・ハンカチーフ製造業）最低工賃

次の表の業務欄、品目欄及び工程欄の区部に応じ、金額欄に掲げる金額

業務	品目	工程	金額
縫製	シヨーツ	まち付け	1枚につき 6円85銭
		脇縫い	1枚につき 5円00銭
		すそゴム縫い込み	1枚につき 9円10銭
		天縫いステッチがけ	1枚につき 6円90銭
	すててこ	前合わせ	1枚につき 11円80銭
	ハンカチーフ 綿生地で、かつ、1辺 の長さが17インチ (43.18cm)以上 のものに限る。	三つ巻縫い	1デカ(10枚) につき 69円00銭
まとめ	シヨーツ	3カ所以上に 糸切り について行うも のに限る。	1枚につき 3円50銭
		天ゴム通し	1枚につき 7円50銭
		天ゴム通し及び糸切り	1枚につき 10円50銭
	スリッパ	3カ所以上に 糸切り について行うも のに限る。	1枚につき 7円60銭
		ハンカチーフ 綿生地で、かつ、1辺 の長さが17インチ (43.18cm)以上 のものに限る。	仕上げ 四つ折り、袋入れ及び シールはりに限る。

効力発生の日 平成19年5月16日

## 家内労働法を守りましょう。

家内労働者の労働条件の向上と生活の安定のために、家内労働法で基本的な事項が定められています。

### 家内労働手帳の交付と記入が必要です。

委託者は、家内労働者に工賃の支払方法等の委託条件を明示した家内労働手帳を交付し、その手帳には、委託する物品の数量、工賃の単価、受領した物品の数量、工賃支払日、支払工賃総額等を、その都度記入しなければなりません。

### 最低工賃額を下回ることはできません。

委託者は、家内労働者が受け取る工賃の最低額を、特定の業務・品目・工程・素材・作業部位等に応じて、裏面の各表のとおり決められている金額以上とする必要があります。

### 工賃の支払いは毎月必要です。

工賃の締切日を毎月一定の日に定めている場合は、その日までに受け取った製品に対する工賃を、その日から1ヵ月以内に全額を現金で支払わなくてはなりません。

(家内労働者の同意がある場合には、銀行振込などの方法による支払いができます。)

### 安全・衛生に関する措置が必要です。

委託者は、機具、設備、原材料など家内労働者に譲渡し、貸与し、提供したときは、これらによる危害を防止するための方策を講じる必要があります。

## その他

委託者は、委託にかかる家内労働者の氏名、支払う工賃の額、その他必要事項を記入した帳簿を備え付けておく必要があります。

また、毎年4月1日現在の委託の状況を、所轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

お問い合わせ・ご相談は

徳島労働局賃金室 (Tel 088-652-9165) 又は最寄の労働基準監督署へ

徳島署	088(622)8138	鳴門署	088(686)5164
三好署	0883(72)1105	阿南署	0884(22)0890